

令和6年12月施行の建設業法及び入契法の改正概要について

令和6年の通常国会において改正された建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律のうち、公布から6ヶ月を超えない範囲内で政令で定める日から施行するとされたものは、12月13日に施行されました。

改正法（下線部分は改正部分）の主な条文及び関係する政省令、監理技術者制度運用マニュアル等の関係通知のURLを以下に示しますので参考にして下さい。

【1】 建設業法

●請負契約の締結に際する書面の記載事項の追加（第19条第1項）

（建設工事の請負契約の内容）

第十九条 建設工事の請負契約の当事者は、前条の趣旨に従つて、契約の締結に際して次に掲げる事項を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならない。

一～七 （略）

八 価格等（物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）第二条に規定する価格等をいう。）の変動又は変更に基づく工事内容の変更又は請負代金の額の変更及びその額の算定方法に関する定め

九～十六 （略）

●工期に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等（第20条の2）

（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知等）

第二十条の二 建設工事の注文者は、当該建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、建設業者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、国土交通省令で定めるところにより、注文者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない。

3 前項の規定による通知をした建設業者は、同項の請負契約の締結後、当該通知に係る同項に規定する事象が発生した場合には、注文者に対して、第十九条第一項第七号又は第八号の定めに従つた工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる。

4 前項の協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めなければならない。

建設業法施行規則

(工期等に影響を及ぼす事象)

第十三条の十四 法第二十条の二第一項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象とする。

- 一 地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象
- 二 騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象

2 法第二十条の二第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象であつて天災その他不可抗力により生じるものとする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

(工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の通知の方法)

第十三条の十五 建設工事の注文者は、法第二十条の二第一項の規定により前条第一項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設業者に対して通知しようとする場合は、これらの情報を記載した書面を交付して、これを行わなければならない。

2 建設業者は、法第二十条の二第二項の規定により前条第二項の事象が発生するおそれがある旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を建設工事の注文者に対して通知しようとする場合において、当該建設業者が法第二十条第一項の規定により見積書を作成するときにあつてはこれらの情報を記載した書面を添付のうえ当該見積書を、作成しないときにあつては当該情報を記載した書面を、それぞれ交付してこれを行わなければならない。

3 建設業者は、建設工事の注文者から法第二十条の二第一項の規定による通知の方法について請求があつたときは、前項の規定にかかわらず、当該請求に従つて当該通知を行わなければならない。

4 第一項及び第二項の書面の交付については、当該書面が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。前項の請求において建設工事の注文者が当該書面を電磁的記録で作成することを求めた場合も、同様とする。

- 一 建設工事の注文者の使用に係る電子計算機と建設業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、建設工事の注文者又は建設業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

●労働者の適切な処遇の確保に関する建設業者の責務（第25条の27第2項）

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 (略)

2 建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。

●情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工の確保（第25条の28）

（建設工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第二十五条の二十八 特定建設業者は、工事の施工の管理に関する情報システムの整備その他の建設工事の適正な施工を確保するために必要な情報通信技術の活用に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、当該特定建設業者が講ずる前項に規定する措置の実施のために必要な措置を講ずることができることとなるよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

3 国土交通大臣は、前二項に規定する措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針となるべき事項を定め、これを公表するものとする。

★情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001851690.pdf>

●監理技術者等の専任義務の合理化（第26条第3項）

（主任技術者及び監理技術者の設置等）

第二十六条（略）

2（略）

3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、次に掲げる主任技術者又は監理技術者については、この限りでない。

一 当該建設工事が次のイからハまでに掲げる要件のいずれにも該当する場合における主任技術者又は監理技術者

イ 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。

ロ 当該建設工事の工事現場間の移動時間又は連絡方法その他の当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。

ハ 主任技術者又は監理技術者が当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。

二 当該建設工事の工事現場に、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を専任で置く場合における監理技術者

4 前項ただし書の規定は、同項各号の建設工事の工事現場の数が、同一の主任技術者又は監理技術者が各工事現場に係る第二十六条の四第一項に規定する職務を行つたとしてもその適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。

建設業法施行令

(法第二十六条第三項第一号イの金額)

第二十八条 法第二十六条第三項第一号イの政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合 においては、二億円とする

(同一の主任技術者又は監理技術者を置くことができる工事現場の数)

第三十条 法第二十六条第四項の政令で定める数は、二とする。

建設業法施行規則

(法第二十六条第三項第一号ロの国土交通省令で定める要件)

第十七条の二 法第二十六条第三項第一号ロの国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 同一の主任技術者又は監理技術者を置こうとする建設工場の工事現場間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、一の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と他の工事現場との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。
- 二 前号の建設工場の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。
 - イ 前号の主任技術者又は監理技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「一次下請契約」という。）
 - ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「二次下請契約」という。）
 - ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「三次下請契約」という。）
- 三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の主任技術者又は監理技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に置いていること。
- 四 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- 五 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条第一項に規定する帳簿（第二十六条第六項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 第一号の主任技術者又は監理技術者の氏名
 - ハ 当該主任技術者又は監理技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法（昭和三十二年法律第四十九号）第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - ニ 当該建設工事に係る次の事項
 - (1)当該建設工場の名称及び工事現場の所在地
 - (2)当該建設工場の内容
 - (3)当該建設工場の請負代金の額
 - (4)第一号の移動時間

(5)一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6)第三号の者の氏名、所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容（実務の経験の内容については、当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合に限る。第十七条の五第一項第五号ニ(6)において同じ。）

(7)前号の措置

(8)次条の情報通信機器

2 前項第五号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

（法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置）

十七条の三 法第二十六条第三項第一号ハの国土交通省令で定める措置は、前条第一項第一号の主任技術者又は監理技術者が当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

★人員の配置を示す計画書（参考様式）は【これらに関連した通知等】の URL を参照

●営業所技術者等に関する監理技術者等の職務の特例（第26条の5）

（営業所技術者等に関する主任技術者又は監理技術者の職務の特例）

第二十六条の五 建設業者は、第二十六条第三項本文に規定する建設工事が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、第七条（第二号に係る部分に限る。）又は第十五条（第二号に係る部分に限る。）及び同項本文の規定にかかわらず、その営業所の営業所技術者又は特定営業所技術者について、営業所技術者にあつては第二十六条第一項の規定により当該工事現場に置かなければならない主任技術者の職務を、特定営業所技術者にあつては当該主任技術者又は同条第二項の規定により当該工事現場に置かなければならない監理技術者の職務を兼ねて行わせることができる。

- 一 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
 - 二 当該建設工事の請負代金の額が政令で定める金額未満となるものであること。
 - 三 当該営業所と当該建設工事の工事現場との間の移動時間又は連絡方法その他の当該営業所の業務体制及び当該工事現場の施工体制の確保のために必要な事項に関し国土交通省令で定める要件に適合するものであること。
 - 四 営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認その他の当該営業所における建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理に係る職務並びに当該工事現場に係る前条第一項に規定する職務（次項において「営業所職務等」という。）を情報通信技術を利用する方法により行うため必要な措置として国土交通省令で定めるものが講じられるものであること。
- 2 前項の規定は、同項の工事現場の数が、営業所技術者又は特定営業所技術者が当該工事現場に係る主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねて行つたとしても営業所職務等の適切な遂行に支障を生ずるおそれがないものとして政令で定める数を超えるときは、適用しない。
- 3 第一項の規定により監理技術者の職務を兼ねて行う特定営業所技術者は、第二十七条の十八第一項の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であつて、第二十六条第五項の講習を受講したものでなければならない。
- 4 前項の特定営業所技術者は、発注者から請求があつたときは、監理技術者資格者証を提示しなければならない。

建設業法施行令

（法第二十六条の五第一項第二号の金額）

第三十三条 法第二十六条の五第一項第二号の政令で定める金額は、一億円とする。ただし、当該建設工事が建築一式工事である場合においては、二億円とする。

（営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者の職務を兼ねることができる工事現場の数）

第三十四条 法第二十六条の五第二項の政令で定める数は、一とする。

建設業法施行規則

(法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件)

第十七条の五 法第二十六条の五第一項第三号の国土交通省令で定める要件は、次に掲げるものとする。

- 一 同一の営業所技術者（法第七条第二号に規定する営業所技術者をいう。）又は特定営業所技術者（法第十五条第二号に規定する営業所技術者をいう。）を置こうとする営業所と建設工事の工事現場との間の距離が、これらの者がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ、当該建設工事の工事現場において災害、事故その他の事象が発生した場合における当該工事現場と当該営業所との間の移動時間がおおむね二時間以内であること。
- 二 前号の建設工事の全部又は一部について締結される下請契約が、次に掲げるものに限られること。
 - イ 前号の営業所技術者又は特定営業所技術者を置く建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「一次下請契約」という。）
 - ロ イの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「二次下請契約」という。）
 - ハ ロの建設業者から直接建設工事を請け負つた建設業者が注文者となつた下請契約（第五号ニ(5)において「三次下請契約」という。）
- 三 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、同号の営業所技術者又は特定営業所技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者（当該建設工事が土木一式工事又は建築一式工事である場合は、当該工事に関する実務の経験を一年以上有する者に限る。）を当該建設工事に係る請負契約を締結した営業所及び当該建設工事に置いていること。
- 四 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、当該工事現場の施工体制を同号の営業所技術者又は特定営業所技術者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置を講じていること。
- 五 第一号の建設工事を請け負つた建設業者が、次に掲げる事項を記載した人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置き、及び第二十八条に規定する帳簿の保存期間と同じ期間、当該帳簿とともに営業所で保存していること。
 - イ 当該建設業者の名称及び所在地
 - ロ 第一号の営業所技術者又は特定営業所技術者の氏名及びこれらの者の置かれている営業所の名称
 - ハ 当該営業所技術者又は特定営業所技術者の一日あたりの労働時間のうち労働基準法第三十二条第一項の労働時間を超えるものの見込み及び当該労働時間の実績
 - ニ 当該建設工事に係る次の事項
 - (1) 当該建設工事の名称並びに当該建設工事に係る契約を締結した営業所及び当該建設工事の工事現場の所在地
 - (2) 当該建設工事の内容
 - (3) 当該建設工事の請負代金の額
 - (4) 第一号の移動時間
 - (5) 一次下請契約、二次下請契約及び三次下請契約のうち実際に締結されたもの

(6)第三号の者の氏名、所属会社及び当該建設工事に関する実務の経験の内容

(7)前号の措置

(8)次条の情報通信機器

2 前項第五号イからニまでに掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録され、必要に応じ建設業者において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面又は出力装置の映像面に表示されるときは、当該記録をもつて同項に規定する計画書への記載に代えることができる。

(法第二十六条の五第一項第四号の国土交通省令で定める措置)

第十七条の六 法第二十六条の五第一項第四号の国土交通省令で定める措置は、前条第一項第一号の営業所技術者又は特定営業所技術者が当該営業所から当該工事現場の状況の確認をするために必要な映像及び音声の送受信が可能な情報通信機器が設置され、かつ、当該機器を用いた通信を利用することが可能な環境が確保されていることとする。

★人員の配置を示す計画書（参考様式）は【これらに関連した通知等】の URL を参照

【2】公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

●工期等に影響を及ぼす事象が発生した場合における各省各庁の長等の責務（第13条第2項）

（各省各庁の長等の責務）

第十三条（略）

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則

（工期等に影響を及ぼす事象）

第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第十三条第二項の国土交通省令で定める事象は、次に掲げる事象（公共工事の請負契約に基づき受注者が当該請負契約の内容の変更について協議を申し出ることができる事由に該当するものに限る。）とする。

- 一 主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
- 二 労務の供給の不足又は価格の高騰

●施工体制台帳の写しの提出義務の合理化（第15条第2項）

（施工体制台帳の作成及び提出等）

第十五条（略）

2 公共工事の受注者（前項の規定により読み替えて適用される建設業法第二十四条の八第一項の規定により同項に規定する施工体制台帳（以下「施工体制台帳」という。）を作成しなければならないこととされているものに限る。）は、当該公共工事に関する工事現場の施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置として国土交通省令で定めるものを講じている場合を除き、作成した施工体制台帳（同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。）の写しを発注者に提出しなければならない。この場合においては、同条第三項の規定は、適用しない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則

（施工体制を発注者が情報通信技術を利用する方法により確認することができる措置）

第二条 法第十五条第二項の国土交通省令で定める措置は、建設キャリアアップシステムその他適切なシステムを利用する方法により、発注者が同項に規定する施工体制台帳の記載事項を確認することができるようにする措置とする。

●情報通信技術を活用した公共工事の適正な施工の確保（第16条及び第17条第2項）

（公共工事の適正な施工の確保のために必要な措置）

第十六条 公共工事についての建設業法第二十五条の二十八の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「特定建設業者」とあるのは、「建設業者」とする。

（各省各庁の長等の責務）

第十七条 （略）

2 前項に規定するもののほか、同項の各省各庁の長等は、前条の規定により読み替えて適用する建設業法第二十五条の二十八第一項及び第二項に規定する措置が適確に講じられるよう、これらの規定に規定する建設業者に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

【3】これらに関連した通知等

●監理技術者制度運用マニュアルについて（令和6年12月13日国不建技第123号）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001851643.pdf>

●人員の配置を示す計画書（参考様式）（建設業法施行規則17条の2第1項第5号、17条の5第1項第5号関係）

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00038.html

●建設業許可事務ガイドライン（令和6年12月13日国不建第134号）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001581332.pdf>

●建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月改訂：第11版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765655.pdf>

●発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン（令和6年12月改訂：第7版）

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001765312.pdf>